

## 論点整理に対する意見

平成 17 年 12 月 7 日

経 済 産 業 省

### 1. プロ向けのファンドに対する規制について

- プロ投資家からなるファンドについては、実務関係者からも、投資家から厳しいモニタリングを受けており、健全なファンドのみが生き残る世界であるとの指摘が多く、簡易であれ新たに行政が「規制」を追加する必要に乏しいのではないか。プロ向けファンドに対しても、事後届出の義務づけ、自己募集と資産運用における（簡易な）業規制の追加などの規制強化を図るべきとの記述となっているが、本審議会の議論においてもプロの規制緩和への意見が大勢と理解している。
- 昨年末から L P S（投資事業有限責任組合）等の投資型ファンドの持分が「みなし有価証券」とされたが、その際の整理（平成 15 年 12 月の本部会報告書）でも、ベンチャーファンドなどについてはこれまでどおり過度な規制が課されないようにすべきとの配慮がされたところ。その後の 1 年間の「みなし有価証券化」の実態を踏まえ、過剰な規制強化とならないようにすべきではある。
- 現状としても、ベンチャーファンドなどの P E ファンドは、L P S の形式を用いることが多く、同法では、組合の登記、組合契約書と定期的な財務諸表の備付け・閲覧、公認会計士等の監査とのその意見書の備付・閲覧が義務づけられており、組合形態のファンドについて一律に規制強化を行う必要性は乏しく、組織法制との整合性を十分に検討するべきである。
- 一方、プロに対しては規制緩和を進めるとの総論が示されているが、プロに対する規制緩和として重要なのは、適格機関投資家の範囲の拡大と、適格機関投資家になるための事業会社の届出制度の撤廃であり、この点の規制緩和が必要である。

### 2. ファンドの業規制について

ファンドに関する一般的な規制は、ディスクロージャーを中心とした、市場の機能が適切に働くようなルールとして、新規事業者の参入を妨げないよ

うにすべきとの指摘も多い。自己募集についての業登録や、資産運用にかかる業規制を中心とするのではなく、開示規制や行為規制による対応を中心とすべきではないか。

### 3. 信託受益権及び信託業について

現在、信託法及び信託業法の改正のあり方が議論され、そこでは、事業信託や信託宣言等、新しい信託の活用が可能になる予定である。信託については、その用途により、規制の要否や投資性の有無及び程度が様々であり、一律の規制にはなじまないと考えられる。信託法、信託業法及び投資サービス法のそれぞれの役割分担について、より詳細な検討が必要である。

以 上